

( 議 ) 第 18 号

秋田市議会委員会条例の一部を改正する件

上記の議案を別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条および秋田市議会会議規則（昭和42年秋田市議会規則第1号）第14条の規定により提出する。

平成16年12月21日

提出者

秋田市議会議員 柏 谷 幸 彦

外40名

秋田市議会議長 佐々木 晃 二 様

## 秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例

秋田市議会委員会条例（昭和42年秋田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条総務委員会の項中「合併推進局」を「地域振興局」に改める。

### 附 則

この条例は、平成17年1月11日から施行する。

### 提案理由

秋田市部設置条例の一部改正に伴い、総務委員会の所管を改めるため、改正しようとするものである。